

「木と暮らすデザイン KYOTO」パートナー連携促進業務に関する受託候補者 応募要領

1 委託業務

「木と暮らすデザイン KYOTO」パートナー連携促進業務

2 委託業務内容

別紙仕様書のとおり

3 委託金額の上限

金4, 800, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※本業務の実施に係る費用は、全て、上記委託金額の範囲内とする。

4 応募資格

以下の条件を全て満たしている者

- (1) 本市の競争入札参加有資格者（本市の競争入札参加有資格者でない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、当該プロポーザル等においては競争入札参加有資格者とみなす。）であること。
- (2) 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく、競争入札参加停止処分を受けていないこと。
- (3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (5) 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (6) 国税及び地方税並びに水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと。
- (9) 本事業の趣旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること。
- (10) 契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）での応募を可能とする。ただし、コンソーシアムを結成する場合は、すべての事業者が上記(2)～(9)を満たすこと。コンソーシアムの代表者（本市と契約する事業者）は(1)を満たすこと。

5 応募方法

(1) 提出書類

本応募要領、仕様書、受託候補者選定審査基準等を熟読のうえ、以下の書類を提出すること。

コンソーシアムを結成して参加する場合は、代表者が書類を提出すること。

- ア 応募申請書（様式1） 7部
- イ 応募者の概要・体制がわかる資料（任意様式） 7部
※コンソーシアムを結成して参加する場合は、全ての事業者の概要（団体の概要、活動内容、活動実績等）を記載すること。
- ウ 企画提案書（任意様式） 7部
- エ 類似業務実績一覧（様式2） 7部
- オ 見積書（京都市長宛。消費税は内書きで記載。任意様式） 7部
- カ 応募資格を満たすことを証明する書類※ 各正1部
（登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）、印鑑証明書、納税証明書（国税及び地方税）、調査同意書（水道料金・下水道使用料）及び使用印鑑届（いずれもコピー不可）、誓約書（様式3））
※京都市競争入札参加有資格者名簿未登録者のみ提出すること。
- キ コンソーシアム協定書（様式4） 正1部・副6部
※コンソーシアムを結成して参加する場合のみ、提出すること。

(2) 受付期間

- ア 令和8年4月1日（水）から同年4月15日（水）までの平日午前9時から午後5時までとする。
- イ 受付期間の終了後においては、提出書類の内容の変更は受け付けない。

(3) 提出方法等

下記10の担当まで持参又は郵送により提出すること。

ただし、提出期限は、持参の場合、令和8年4月15日（水）午後5時までとし、郵送の場合、当日午後5時必着とする。

(4) その他

- ア 提出書類は理由のいかんに関わらず返却しない。
- イ 選定された提案は、本市との協議により、修正又は変更を行う場合がある。

6 受託候補者の選定方法

- (1) 提出された見積金額が委託金額の上限を超えている場合は、失格とする。
- (2) 提案内容が仕様書を満たしていない場合は失格とする。
- (3) 本市の職員で構成する「「木と暮らすデザイン KYOTO」パートナー連携促進業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、応募者から提出された提案書及び見積書について、「「木と暮らすデザイン KYOTO」パートナー連携促進業務に関する受託候補者選定審査基準」に基づき項目別に評価し、審査及び選定を行う。なお、応募者が1社のみであっても、プロポーザルが成立することとするが、その場合、評価点の合計が60点以上であることを選定の条件とする。
- (4) 選定委員会における審査の結果、選定した受託候補者の住所又は所在地、商号又は名称及び代表者氏名並びに契約予定金額（見積書に記載された金額）、評価点及び受託候補者の選定理由などを含めて、選定結果を本市のホームページで公表する。なお、選定手続が完了する前は、応募者数や応募者名など選定に係る情報について公表しない。

7 委託契約の締結

(1) 契約期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

(2) 契約の締結等

- ア 選定した受託候補者と契約条件を確認及び協議のうえ、随意契約を行う。
- イ 受託候補者となった者は、速やかに所定の契約書を提出しなければならない。
- ウ 受託候補者となった者が前項の手続きを行わないときは、当該委託業務に係る契約は締結されなかったものとみなす。

8 質問

応募方法や委託業務の仕様内容等について質問がある場合は、質問書（任意様式）を持参又は電子メール若しくはFAXにより提出すること。口頭による質問は受け付けない。ただし、本市が軽微な質問と判断した場合についてはこの限りでない。なお、FAXの場合は必ず電話での着信確認を行うこと。

(1) 提出先

下記10の担当まで

(2) 提出期間

令和8年4月1日（水）から同年4月8日（水）までの平日午前9時から午後5時までとする。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年4月10日（金）午後5時までに京都市情報館（入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局のページ）に公開することによって行う。

(4) その他

本書及び仕様書等に対して質問できる者は、上記「4 応募資格」を満たしている者とする。

9 注意事項

(1) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 失格となる応募申請書及び提案書

応募申請書及び提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

- ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) その他

- ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- イ 提出された提案書は、受託候補者の選定以外には、応募者に無断で使用しない。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。
- ウ 提出された書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- エ 本事業において生まれたデザインや技術、議論から生み出されたアイデア・関係資

料をはじめ、成果物に関する著作権・所有権・知的財産権等については、基本的にはデザインやアイデアの発案者もしくは連携事業者等に帰属するものとする。

10 担当

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局農林振興室（「木と暮らすデザイン KYOTO」担当）

TEL 075-222-3346

FAX 075-221-1253

E-mail ringyosinko-s@city.kyoto.lg.jp

(様式1)

応 募 申 請 書

年 月 日

(宛先)
京 都 市 長

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

下記の件に係る公募について、仕様書等を十分理解し、内容について承諾のうえ、応募申請書を提出します。

なお、応募資格の基準を全て満たしていること及び提出した書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 業務件名 「木と暮らすデザイン KYOTO」パートナー連携促進業務
- 2 添付書類 応募者の概要・体制がわかる資料（任意様式）
企画提案書（任意様式）
見積書^{※1}（消費税は内書きで記載。任意様式）
応募資格を満たすことを証明する書類^{※2}
（登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）、印鑑証明書、及び納税証明書（国税及び地方税）、調査同意書（水道料金・下水道使用料）
使用印鑑届（いずれもコピー不可）、誓約書（様式3））
※1 宛先は京都市長とし、代表者印を押印すること。
提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること
※2 京都市競争入札参加有資格者名簿未登録者のみ提出
- 3 連絡先 担当部署名
担 当 者
電 話 番 号
E - mail

(様式2)

年 月 日

類似業務実績一覧

実施年度	委託機関名	業務の名称	業務の概要

※行が不足する場合は、適宜行を追加してください。

(様式3)

誓 約 書

(宛先)	年 月 日
誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所 の所在地）	誓約者の氏名（法人にあっては、名称及 び代表者名） 電話 ー

暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。 誓約者並びに京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人並び に同号ウに規定する使用人が、同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこ とを誓約します。				
誓 約 者 並 び に そ の 役 員 及 び 使 用 人 の 名 簿				
役職名又は呼称	氏 名	フリガナ	生年月日	性 別

注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲
げる者について記入してください。

- (1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使
用人（市長等又は指定管理者が全ての使用人について記入することが困難であると認める
ときは、市長等又は指定管理者が指定する使用人に限る。次号において同じ。）
- (2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第2条第4号ウに規定する
使用人

(様式4)

「木と暮らすデザイン KYOTO」パートナー連携促進業務に係るコンソーシアム協定書

(目的)

第1条 当コンソーシアムは、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 1 「木と暮らすデザイン KYOTO」パートナー連携促進業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「本業務」という。）
- 2 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当コンソーシアムは「木と暮らすデザイン KYOTO」パートナー連携促進業務コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 コンソーシアムは、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 コンソーシアムは、年 月 日に成立し、本業務完了後6箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 本業務を受託することができなかつたときは、コンソーシアムは、前項の規定にかかわらず、本業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 コンソーシアムは、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 コンソーシアムの代表者は、本業務の履行に関し、コンソーシアムを代表して、発注者等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及びコンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝を行う権利をコンソーシアムの代表である業者に委任するものとする。

なお、コンソーシアムの解散後、コンソーシアムの代表者が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝を行う権限を、コンソーシアムの代表者以外の一の構成員に対しその他の構成員が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

「木と暮らすデザイン KYOTO」 パートナー連携促進業務のうち〇〇業務 〇〇株式会社

「木と暮らすデザイン KYOTO」 パートナー連携促進業務のうち〇〇業務 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、本業務の履行に伴い運営委員会が決定した業務処理計画によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 コンソーシアムの取引金融機関は、〇〇銀行とし、コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(発注者等に対する責任関係及び構成員相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担し、当該構成員は発注者及び第三者に対し、直接に責任を負うものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定するコンソーシアムの責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡、再委託等の禁止)

第15条 構成員は、本協定書(以下「協定書」という。)に基づく権利義務を他人に譲渡することはできない。

2 構成員は、第三者に業務の全部又は一部を委託し又は請け負わせることはできない。

(秘密の保持等)

第16条 構成員(代表者を除く。)は、本業務の履行に際し、発注者と代表者との間で締結する原契約に定める秘密の保持及び目的外使用の禁止、複写、複製、第三者提供の禁止等情報の適切な管理に関する代表者の義務を各構成員の義務と読み替え、これを遵守しなければならない。

(業務途中における構成員の脱退)

第17条 構成員は、コンソーシアムが本業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第18条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合には、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該コンソーシアムに加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第19条 コンソーシアムが解散した後においても、本業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 協定書に定めのない事項については運営委員会において定めるものとする。

当コンソーシアム構成員は、上記のとおり、本業務に係るコンソーシアム協定を締結したので、その証拠として協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○